

4. 医療と訓練・リハビリテーション

重度障害者医療制度

【内容】 医療機関等にかかった際の医療費の自己負担分に対し、一定の支援をする市の制度です。

〔注意〕(1)更生医療や精神通院医療など公費負担が適用される方は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額に対しての助成になります。

(2)入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料、病床数 200 床以上の病院における初診時特定療養費などの健康保険がきかない費用は、助成の対象とはなりません。

【対象者】 **3歳以上** 65 歳未満の方、および 65 歳以上で後期高齢者医療を保有している方のうち、下記①～⑥のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳の 1 級・2 級の交付を受けている人

②療育手帳 A の交付を受けている人

③身体障害者手帳 3 級の交付を受けており、かつ療育手帳 B1 の交付を受けている人

④精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人

〔注意〕精神病床へ入院した場合、及びその同一月に同一医療機関の精神病床以外の病床に転床した場合は支給の対象外です。(精神病床入院中に受けた他の医療も含む) ※なお、3 歳以上 15 歳到達後最初の年度末までの方は支給の対象となります。

⑤障害基礎年金の 1 級で、かつ傷病名が知的障害および精神遅滞の人

⑥特別児童扶養手当の 1 級で、かつ傷病名が知的障害および精神遅滞の人

【助成内容】 保険対象の医療費の自己負担が定額になります

通院	500 円/月
入院	●3 歳以上 15 歳到達後最初の年度末まで 500 円/日 (月 3,500 円限度) 低所得の方は、300 円/日 (月 2,100 円限度)
	●上記以外 500 円/日 (月 5,000 円限度) 低所得の方は、300 円/日 (月 3,000 円限度)

【手続に必要なもの】 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、障害の状況を証する書類
②医療保険証

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 医療・年金課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9034	FAX0942-30-9107
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

後期高齢者医療制度

【 内 容 】 75歳以上の方（生活保護受給者等を除く）のほか、65歳以上75歳未満で一定の障害のある人についても、後期高齢者医療制度の対象とされ、任意で加入することができます。この任意加入は75歳になるまではいつでも申請することができますし、いつでも将来に向けて撤回することができます。

【 対 象 者 】

- ①身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている人
- ②身体障害者手帳4級の交付を受けている方で次のいずれかの障害の人
 - ア. 音声機能障害・言語機能障害に該当する人
 - イ. 両下肢のすべての指を欠く人
 - ウ. 下肢の2分の1以上を欠く人
 - エ. 下肢の機能に著しい障害のある人
- ③障害による公的年金の1級または2級を受けている人
- ④療育手帳A（1・2・3）の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級または2級を受けている人

【手続に必要なもの】

- ①身体障害者手帳または療育手帳か、公的年金(障害基礎年金)の年金証書、精神障害者保健福祉手帳
- ②印かん
- ③医療保険証（健康保険の喪失、保険料軽減の手続きが必要なため）
- ④特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- ⑤通知カードまたは個人番号カードが必要な場合があります。

重 要

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある方の後期高齢者医療制度への加入は任意ですが、「加入する」場合と「加入しない」場合で、保険料の納付や医療機関での自己負担等に次のような違いがあります。

	後期高齢者医療に加入する場合	後期高齢者医療に加入しない場合
健康保険	後期高齢者医療制度	国民健康保険又は被用者保険
保険料の負担	後期高齢者医療制度の保険料を支払うこととなります。〔注1〕 なお、対象者が職場の健康保険の扶養家族である場合、現在は対象者の保険料負担はありませんが、後期高齢者医療制度では新たに保険料の支払いが必要となります。	加入している健康保険（国民健康保険又は被用者保険）の保険料をこれまでどおり負担します。 なお、対象者が職場の健康保険の扶養家族である場合、これまでどおり保険料の負担はありません。
医療機関での自己負担	医療費の1割（現役並み所得者は3割）を負担します。 なお、「重度障害者医療」の対象者は、上記の医療費に対して、自己負担が定額となります。 ※「重度障害者医療制度」をご覧ください。	70歳未満の方は医療費の3割を、70歳以上の方は、特例措置対象被保険者〔注2〕を除き、医療費の2割（現役並み所得者は3割）を負担します。〔注3〕 なお、こちらを選択された場合、「重度障害者医療制度」の助成が受けられなくなりますので、ご注意ください。

〔注1〕 後期高齢者医療制度の保険料は、前年の所得等によって算定されますので一人ひとりの保険料は異なります。なお、世帯の所得等に応じて保険料は軽減されます。

〔注2〕 特例措置対象被保険者とは誕生日が昭和19年4月1日までの方です。負担割合は1割（現役並み所得者は3割）となります。

〔注3〕 この負担割合に変更されるのは誕生月の翌月（1日が誕生日の方はその月）からです。

福岡県後期高齢者医療広域連合 電話番号 092-651-3111 FAX 番号 092-651-3901

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 健康保険課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9029	FAX0942-30-9751
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

自立支援医療（更生医療）

【 内 容 】 一般医療によってすでに治癒した身体に障害のある方に対し、障害の軽減や日常生活能力または職業能力を回復、または獲得することを目的として行う医療です。県の身体障害者更生相談所の判定によって、指定医療機関で公費による医療費の支給を受けることができます。

【 対 象 者 】 満 18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人

【対象になる医療】 ①肢体不自由…変形、麻痺、運動失調、切断等の機能障害に関する手術やリハビリ
 ②心臓機能障害…手術とそれに伴う医療（該当しないものもあります）
 ③聴覚障害…穿孔閉鎖術、形成術、人工内耳術
 ④腎臓機能障害…人工透析、CAPD、腎移植術及び腎移植に伴う抗免疫療法
 ⑤免疫機能障害…抗 HIV 療法、免疫調節療法、HIV 感染症による合併症の予防及び治療
 ⑥肝臓機能障害…肝臓移植及び肝臓移植に伴う抗免疫療法
 ⑦その他の障害については、おたずねください。

【手続に必要なもの】 ①申請書
 ②印かん
 ③身体障害者手帳（手帳の交付を受けている方）
 ④意見書
 ⑤医療保険証（受診される方と同じ保険に加入してある方全員分）の写し
 ⑥特定疾病療養受療証の写し（必要となる方のみ）
 ⑦市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）
 ⑧通知カードまたは個人番号カードが必要な場合があります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

自立支援医療（育成医療）

【内容】 身体に障害を有する児童、または現存の疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童に対し、その障害を除去・軽減するための手術等の治療を、指定医療機関で受ける必要がある場合は、公費による医療費の支給を受けることができます。（所得の状況によっては、対象外となる場合もあります）

【対象者】 18歳未満の児童

【自己負担額】 原則として、医療費の1割負担となります。ただし、世帯（加入している保険単位）の所得水準に応じてひと月当たりの負担上限額が設定されます。また、入院時の食費については、原則自己負担になります。

【手続きに必要なもの】

- ① 申請書
- ② 印かん（認印可）
- ③ 意見書
- ④ 医療保険証（受診される方と同じ保険に加入してある方全員分）の写し
- ⑤ 市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）
- ⑥ マイナンバーが確認できるもの（受診される方と同じ保険に加入してある方全員分）
- ⑦ 身体障害者手帳（手帳の交付を受けている方）

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 こども子育てサポートセンター	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9731	FAX0942-30-9718

自立支援医療（精神通院医療）

【内容】 精神疾患のために、継続した通院治療を受ける必要がある場合、指定医療機関で公費による医療費の支給を受けることができます。

【対象者】 精神疾患を有し通院している方（年齢制限はありません）

【利用者負担額】 原則として、医療費の1割負担となります。ただし、世帯（加入している保険単位）の所得水準に応じてひと月当たりの負担上限額が設定されます。（所得の状況によっては、対象外となる場合もあります）

【有効期間】 有効期間は1年間です。申請に基づき1年ごとに更新します。

【手続きに必要なもの】

- ① 申請書
- ② 印かん
- ③ 診断書（更新申請の場合、診断書の提出は2年に1回です）
- ④ 意見書（必要な方のみ）
- ⑤ 医療保険証（受診される方と同じ保険に加入してある方全員分）の写し
- ⑥ 同意書（市町村民税課税状況等の調査）
- ⑦ 市町村民税課税状況・収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）
- ⑧ 通知カードまたは個人番号カードが必要な場合があります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

ひとり親家庭等医療

- 【 内 容 】 母子家庭、父子家庭などのほか、父親又は母親に障害がある場合、ひとり親家庭等医療が受けられる場合があります。また、「重度障害者医療」と「ひとり親家庭等医療」のどちらも対象になる方は、併せて受給することで、受診内容（入院・通院）に応じて使い分けることができます。

詳しい内容は問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 医療・年金課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9034	FAX0942-30-9107
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町櫛津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

特定医療費（指定難病）

- 【 内 容 】 発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない、希少な疾病のうち、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき国が定めた「指定難病」（平成30年4月現在 331 疾病）について、難病の医療に関する調査研究を旨るとともに、患者の医療費の負担軽減を旨とすることを目的としています。
福岡県指定難病審査会で承認され、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受ければ、医療費の自己負担額（2割）の一部が助成されます。

- 【 対 象 者 】 次の全てを満たす方が対象です。
1. 福岡県に住民票がある方
 2. 現在指定難病にかかっている方で、次のいずれかに該当する方
 - ア. 病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度である方
 - イ. 申請する月以前の12月以内に医療費が33,330円を超える月数が既に3月以上ある方
 3. 健康（医療）保険に加入（被保険者及び被扶養者）している方。生活保護法による医療扶助を受けている方も対象となります。

【対象疾病】 次のページの「指定難病一覧表」のとおり

【助成内容】 指定難病に関する医療費の自己負担分を助成しますが、患者と同じ医療保険に加入している方の所得（市民税）額等に応じて自己負担限度額があり、限度額を超える分について公費で負担します。

詳しい内容は問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市保健所 健康推進課 難病・在宅医療チーム	〒830-0022	城南町 15-5 久留米商工会館 4 階	☎0942-30-9729	FAX0942-30-9833

指定難病一覽表

(平成 30 年 4 月現在)

番号	疾病名	番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症	46	悪性関節リウマチ
2	筋萎縮性側索硬化症	47	パージャール病
3	脊髄性筋萎縮症	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
4	原発性側索硬化症	49	全身性エリテマトーデス
5	進行性核上性麻痺	50	皮膚筋炎／多発性筋炎
6	パーキンソン病	51	全身性強皮症
7	大脳皮質基底核変性症	52	混合性結合組織病
8	ハンチントン病	53	シェーグレン症候群
9	神経有棘赤血球症	54	成人スチル病
10	シャルコー・マリー・トゥース病	55	再発性多発軟骨炎
11	重症筋無力症	56	ベーチェット病
12	先天性筋無力症候群	57	特発性拡張型心筋症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	58	肥大型心筋症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	59	拘束型心筋症
15	封入体筋炎	60	再生不良性貧血
16	クロー・深瀬症候群	61	自己免疫性溶血性貧血
17	多系統萎縮症	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	63	特発性血小板減少性紫斑病
19	ライソゾーム病	64	血栓性血小板減少性紫斑病
20	副腎白質ジストロフィー	65	原発性免疫不全症候群
21	ミトコンドリア病	66	IgA 腎症
22	もやもや病	67	多発性嚢胞腎
23	プリオン病	68	黄色靱帯骨化症
24	亜急性硬化性全脳炎	69	後縦靱帯骨化症
25	進行性多巣性白質脳症	70	広範脊柱管狭窄症
26	HTLV-1 関連脊髄症	71	特発性大腿骨頭壊死症
27	特発性基底核石灰化症	72	下垂体性 ADH 分泌異常症
28	全身性アミロイドーシス	73	下垂体性 TSH 分泌亢進症
29	ウルリッヒ病	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症
30	遠位型ミオパチー	75	クッシング病
31	ベスレムミオパチー	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
32	自己食空胞性ミオパチー	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	78	下垂体前葉機能低下症
34	神経線維腫症	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
35	天疱瘡	80	甲状腺ホルモン不応症
36	表皮水疱症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
37	膿疱性乾癬(汎発型)	82	先天性副腎低形成症
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	83	アジソン病
39	中毒性表皮壊死症	84	サルコイドーシス
40	高安動脈炎	85	特発性間質性肺炎
41	巨細胞性動脈炎	86	肺動脈性肺高血圧症
42	結節性多発動脈炎	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
43	顕微鏡的多発血管炎	88	慢性血栓性肺高血圧症
44	多発血管炎性肉芽腫症	89	リンパ管筋腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	90	網膜色素変性症

番号	疾病名	番号	疾病名
91	バッド・キアリ症候群	136	片側巨脳症
92	特発性門脈圧亢進症	137	限局性皮質異形成
93	原発性胆汁性肝硬変	138	神経細胞移動異常症
94	原発性硬化性胆管炎	139	先天性大脳白質形成不全症
95	自己免疫性肝炎	140	ドラベ症候群
96	クローン病	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
97	潰瘍性大腸炎	142	ミオクロニー欠神てんかん
98	好酸球性消化管疾患	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	144	レノックス・ガストー症候群
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	145	ウエスト症候群
101	腸管神経節細胞僅少症	146	大田原症候群
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	147	早期ミオクロニー脳症
103	CFC 症候群	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
104	コステロ症候群	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
105	チャーシ症候群	150	環状 20 番染色体症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群	151	ラスマッセン脳炎
107	若年性特発性関節炎	152	PCDH19 関連症候群
108	TNF 受容体関連周期性症候群	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
109	非典型溶血性尿毒症症候群	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
110	ブラウ症候群	155	ランドウ・クレフナー症候群
111	先天性ミオパチー	156	レット症候群
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	157	スターシ・ウェーバー症候群
113	筋ジストロフィー	158	結節性硬化症
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	159	色素性乾皮症
115	遺伝性周期性四肢麻痺	160	先天性魚鱗癬
116	アトピー性脊髄炎	161	家族性良性慢性天疱瘡
117	脊髄空洞症	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱瘡を含む。）
118	脊髄髄膜瘤	163	特発性後天性全身性無汗症
119	アイザックス症候群	164	眼皮膚白皮症
120	遺伝性シストニア	165	肥厚性皮膚骨膜炎
121	神経フェリチン症	166	弾性線維性仮性黄色腫
122	脳表ヘモジデリン沈着症	167	マルファン症候群
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	168	エーラス・ダンロス症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	169	メンケス病
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	170	オクシピタル・ホーン症候群
126	ペリー症候群	171	ウィルソン病
127	前頭側頭葉変性症	172	低ホスファターゼ症
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	173	VATER 症候群
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	174	那須・ハコラ病
130	先天性無痛無汗症	175	ウィーバー症候群
131	アレキササンダー病	176	コフィン・ローリー 症候群
132	先天性核上性球麻痺	177	ジュベール症候群関連疾患
133	メビウス症候群	178	モワット・ウィルソン症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	179	ウィリアムズ症候群
135	アイカルディ症候群	180	ATRX 症候群

番号	疾病名	番号	疾病名
181	クルーゾン症候群	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
182	アペール症候群	227	オスラー病
183	ファイファー症候群	228	閉塞性細気管支炎
184	アントレー・ビクスラー症候群	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
185	コフィン・シリス症候群	230	肺胞低換気症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
187	歌舞伎症候群	232	カーニー複合
188	多脾症候群	233	ウォルフラム症候群
189	無脾症候群	234	ペルオキシソーム病（副腎白質シストロフィーを除く。）
190	鰓耳腎症候群	235	副甲状腺機能低下症
191	ウェルナー症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
192	コケイン症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
193	ブラダ-ウィリ症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
194	ソトス症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
195	ヌーナン症候群	240	フェニルケトン尿症
196	ヤング・シンブソン症候群	241	高チロシン血症 1 型
197	1 p 36 欠失症候群	242	高チロシン血症 2 型
198	4p 欠失症候群	243	高チロシン血症 3 型
199	5p 欠失症候群	244	メーブルシロップ尿症
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	245	プロピオン酸血症
201	アンジェルマン症候群	246	メチルマロン酸血症
202	スミス・マギニス症候群	247	イソ吉草酸血症
203	22q11.2 欠失症候群	248	グルコーストランスporter-1 欠損症
204	エマヌエル症候群	249	グルタル酸血症 1 型
205	脆弱X症候群関連疾患	250	グルタル酸血症 2 型
206	脆弱X症候群	251	尿素サイクル異常症
207	総動脈幹遺残症	252	リジン尿性蛋白不耐症
208	修正大血管転位症	253	先天性葉酸吸収不全
209	完全大血管転位症	254	ポルフィリン症
210	単心室症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
211	左心低形成症候群	256	筋型糖原病
212	三尖弁閉鎖症	257	肝型糖原病
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
215	ファロー四徴症	260	シトステロール血症
216	両大血管右室起始症	261	タンジール病
217	エプスタイン病	262	原発性高カイロミクロン血症
218	アルポート症候群	263	脳髄黄色腫症
219	ギャロウェイ・モフト症候群	264	無 β リボタンパク血症
220	急速進行性糸球体腎炎	265	脂肪萎縮症
221	抗糸球体基底膜腎炎	266	家族性地中海熱
222	一次性ネフローゼ症候群	267	高IgD症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	268	中條・西村症候群
224	紫斑病性腎炎	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
225	先天性腎性尿崩症	270	慢性再発性多発性骨髄炎

番号	疾病名	番号	疾病名
271	強直性脊椎炎	301	黄斑ジストロフィー
272	進行性骨化性線維異形成症	302	レーベル遺伝性視神経症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	303	アッシュャー症候群
274	骨形成不全症	304	若年発症型両側性感音難聴
275	タナトフォリック骨異形成症	305	遅発性内リンパ水腫
276	軟骨無形成症	306	好酸球性副鼻腔炎
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	307	カナバン病
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	308	進行性白質脳症
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	309	進行性ミオクロームスてんかん
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	310	先天異常症候群
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	311	先天性三尖弁狭窄症
282	先天性赤血球形形成異常性貧血	312	先天性僧帽弁狭窄症
283	後天性赤芽球癆	313	先天性肺静脈狭窄症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	314	左肺動脈右肺動脈起始症
285	ファンconi貧血	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	316	カルニチン回路異常症
287	エプスタイン症候群	317	三頭酵素欠損症
288	自己免疫性出血病 XIII	318	シトリン欠損症
289	クロンカイト・カナダ症候群	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GP1）欠損症
291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	321	非ケトosis型高グリシン血症
292	総排泄腔外反症	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
293	総排泄腔遺残	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
294	先天性横隔膜ヘルニア	324	メチルグルタコン酸尿症
295	乳幼児肝巨大血管腫	325	遺伝性自己炎症疾患
296	胆道閉鎖症	326	大理石骨病
297	アラジール症候群	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
298	遺伝性膀胱炎	328	前眼部形成異常
299	嚢胞性線維症	329	無虹彩症
300	IgG4関連疾患	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
		331	突発性多中心性キャッスルマン病

小児慢性特定疾病医療

【内容】 市が認定した小児慢性特定疾病の治療及びそれに付随して発現する疾病について、指定医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の一部を助成します。

【対象者】 次の全てを満たす方が対象です。

1. 久留米市に保護者の住民票がある方
2. 小児慢性特定疾病にかかっている方で、その病状の程度が国の定める程度である方。
3. 18歳未満の方（新規申請の場合）
ただし、18歳到達時点で当該医療費給付の対象となっており、かつ18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められた場合には、20歳未満まで延長することができます。
4. 健康（医療）保険に加入（被保険者及び被扶養者）している方。なお、生活保護法による医療扶助を受けている方も対象となります。

【対象疾病】 約756疾患を16の疾患群に分類して給付を行っています。
疾病名ごとにそれぞれ対象基準がありますのでご注意ください。

小児慢性特定疾病

疾患番号	対象疾患群	疾病の例示
01	悪性新生物	白血病、脳腫瘍など
02	慢性腎疾患	ネフローゼ症候群、腎炎など
03	慢性呼吸器疾患	気管支喘息、気管支拡張症など
04	慢性心疾患	心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、慢性心筋炎など
05	内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、甲状腺機能低下症など
06	膠原病	若年性関節リウマチ、シェーグレン症候群など
07	糖尿病	I型・II型糖尿病など
08	先天性代謝異常	フェニルケトン尿症、メチルマロン酸血症など
09	血液疾患	再生不良性貧血、血友病など
10	免疫疾患	網膜異形成症、好酸球増加症など
11	神経・筋疾患	ウエスト症候群、レット症候群など
12	慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、肝硬変症など
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	ダウン症候群、コルネリア・デランゲ症候群など
14	皮膚疾患	表皮水疱症、レックリングハウゼン病など
15	骨系統疾患	胸郭不全症候群、軟骨無形成症など
16	脈管系疾患	巨大静脈奇形、リンパ管腫など

〔注意1〕 対象となるかどうか、申請前に主治医と相談してください。

〔注意2〕 対象となる疾病であっても病気の状態によっては対象にならない場合があります。

【助成内容】 小児慢性特定疾病に関する医療費の自己負担分を助成しますが、保護者の所得（市民税）額等や児童等の状態（重症患者や人工呼吸器等装着者の認定基準に該当する場合）などに応じて、自己負担限度額を決定し、限度額を超える分について公費で負担します。

詳しい内容は問合せ先におたずねください

問合せ先・手続窓口				
久留米市保健所 健康推進課 難病・在宅医療チーム	〒830-0022	城南町15-5 久留米商工会館4階	☎0942-30-9729	FAX0942-30-9833

障害児等療育支援事業

【 内 容 】 発達が気になる児童やサポートが必要な方に、電話での相談に応じたり、ご家庭、保育所、幼稚園、学校、施設へ訪問したりすることで、生活に必要な情報の提供や助言を行います。

在宅障害児（者）のライフステージに応じた、地域での生活を支援するために、3つの療育事業を行なっています。

(1) 訪問療育

専門のスタッフが定期的もしくは随時ご家庭を訪問したり地域を巡回したりして相談・援助を行います。

(2) 外来療育

来所による生活や発達に関する相談を受けます。

(3) 施設支援、巡回支援

保育園、幼稚園、学校、通園（通所）施設、事業所などを訪問し（もしくは来所により）、講義、児童の評価、対応に関してのアドバイスなど、相談や技術支援を行います。

【相談の例】

(1) 保育所、幼稚園、学校に通っているが、発達の遅れが心配。

(2) 友達とうまく遊べない、集団行動がとりにくい、勉強がわかりにくい様子があるが、対応方法がわからない。

(3) スプーンやお皿など道具の工夫、座り方や姿勢づくりなど環境の工夫をしたい。

(4) 自分の住んでいる地域（近く）で訓練などを受けたい。

【対象地域】 久留米市・小郡市・大刀洗町・うきは市・大川市・大木町を中心とした地域

【利用方法】 事前に問合せ先へご連絡ください。

【受付時間】 火曜日から土曜日まで（祝日は除く）
午前9時から午後5時まで

【利用料】 無料

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
社会福祉法人こぐま福祉会	〒838-0142	小郡市大板井 1143-1	☎0942-72-7221	FAX0942-72-7222

心理リハビリテーション

【 内 容 】 「動作法」という発達援助法を中心に、心身に障害がある児童・生徒の機能回復のため、毎月2回の訓練及び夏期集中訓練を久留米市総合福祉会館で実施しています。相談・見学も受け付けています。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752